

令和6年6月6日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官



令和6年(ワ)第2257号 損害賠償請求事件

口頭弁論終結日 令和6年5月9日

判 決

5 住 所 [Redacted]

原 告

[Redacted]

原告訴訟代理人弁護士

荒 井 哲 朗

同

五 反 章 裕

10 住 所 [Redacted]

被 告

[Redacted]

(以下「被告会社」という。)

同代表者代表取締役

[Redacted]

15 住 所 [Redacted]

被 告

[Redacted]

(住民票上の氏名表記

[Redacted]

(以下「被告[Redacted]」という。)

主 文

- 1 被告らは、原告に対し、連帯して1815万2940円及びこれに対する令和5年12月21日から支払済みまで年3%の割合による金員を支払え。
- 20 2 訴訟費用は被告らの負担とする。
- 3 この判決は、第1項に限り、仮に執行することができる。

事 実 及 び 理 由

第1 請求

主文同旨

25 第2 当事者の主張

1 請求原因

5 (1) 原告は、令和5年11月頃、インスタグラム上の広告を通じ、「大竹一義」と名乗る氏名不詳者（以下「大竹」という。）が主催するとされる「大竹運用塾」と称するLINE上のグループに参加し、「鈴木美香子」と名乗る氏名不詳者（以下「鈴木」という。）とLINEでやり取りをするようになった。大竹及び鈴木は、原告に対し、1950年以降のあらゆる相場動向をデータに反映した共有（SPI）取引を利用することで、月予想収益が「3%～5%」から始まり、最大で「22～30%」の実績があるなどと申し向け、既に高収益率を達成していることを繰り返し告げるなどして、大竹らが勧める案件（以下「本件案件」という。）への出資を勧誘した。

10 (2) 原告は、本件案件により高収益を得られると誤信し、「ESMOND INTERNATIONAL MARKETS LTD」と称する証券会社（以下「エスモンド」という。）において本件案件の取引が行われると告げられたため、エスモンドの担当者で「大石貴司」と名乗る氏名不詳者（以下「大石」という。）からの指示に従い、令和5年11月28日、別紙出入金一覧表番号1記載の口座に150万円を送金した。大石は、送金先口座を指示すると同時に、口座は予約制となっており、30分以内に送金を完了するよう指示するなどした。

15
20 その後も、大竹及び鈴木は、原告に対し、本件案件へ更に出資をするように勧誘し、原告は、これを受けて、大石から送金先口座として指示された別紙出入金一覧表番号2から5記載の各口座に、同表の日付欄記載の各日付で、同表の出金欄記載の各金額を送金した。

25 以上のとおり、大竹、鈴木及び大石（以下「氏名不詳者ら」という。）は、真実には共有（SPI）取引その他いかなる経済取引をも行う意思も能力もなかったにもかかわらず、ただこれらの取引に藉口して虚言を弄して、原告をして別紙出入金一覧表番号1から5記載の各口座に合計1650万2940円を送金させた。

(3) 被告会社は、別紙出入金一覧表番号4記載の口座（以下「本件口座④」という。）の口座名義人であり、被告■■■■は、被告会社の代表取締役である。

なお、本件口座④は犯罪利用預金口座等に係る資金による被害回復分配金の支払等に関する法律により、犯罪利用預金口座として凍結されている。

(4) 原告は、上記1650万2940円及びその約1割相当額である165万円の弁護士費用相当の損害を被った。

(5) 被告会社及び被告■■■■を含む本件出入金一覧表記載の口座を氏名不詳者らに提供した口座提供者らは、氏名不詳者らと共謀して詐欺に不可欠な預貯金口座を持ち寄りあい、上記のとおり、原告から1650万2940円を騙取したものであり、又は、氏名不詳者らの一連の犯行全体を幫助したものであり、被告会社については民法709条、同719条1項、2項に基づき不法行為責任、共同不法行為責任を負い、会社法350条に基づき会社法上の責任を負い、被告■■■■については民法709条、同719条1項、2項に基づき不法行為責任、共同不法行為責任を負い、会社法429条1項に基づき会社法上の責任を負う。

よって、原告は、被告らに対し、上記不法行為及び会社法上の責任に基づく損害賠償として1815万2940円及びこれに対する最終振込日である令和5年12月21日から支払済みまで年3%の割合による遅延損害金の支払を求める。

2 請求原因に対する認否（被告■■■■）

全て不知。誰かの口座にある金額については知りませんし、何の関係もありません。

第3 当裁判所の判断

1 被告会社に対する請求について

被告会社は、本件口頭弁論期日に出頭せず、答弁書その他の準備書面も提出しないから、請求原因事実（上記1(1)から(4)）を争うことを明らかにしないも

のとして、これを自白したものとみなす。

以上によれば、原告の被告会社に対する請求は理由がある。

2 被告■■■■■に対する請求について

証拠（甲1～5）及び弁論の全趣旨によれば、上記1(1)から(4)記載の請求原因事実を認めることができ、原告が氏名不詳者らの行為により本件案件への出資の名目で、合計1650万2940円を別紙出入金一覧表番号1から5記載の各口座に送金させられたことにつき、氏名不詳者らの共同不法行為（詐欺行為）が成立し、原告はかかる共同不法行為により同額の損害を負い、これに弁護士費用165万円を加えた1815万2940円の損害を被ったと認められる。

被告■■■■■は、氏名不詳者らの詐欺行為について知らず、何ら関与していないと主張するものと解されるが、氏名不詳者らが本件口座④を騙取金の振込先として指定していること及び本件口座④の口座名義人である被告会社の代表取締役を被告■■■■■が務めていることに照らせば、被告■■■■■が本件口座④を第三者に提供し、氏名不詳者らによって騙取金の振込先口座として利用されるに至ったと推認される。一般に、預貯金口座等は、その開設に当たり本人確認が厳格に行われ、本人でなければ利用することができないものとされていることは公知の事実であるところ、氏名不詳者らは、被告会社名義の口座を含め複数の口座を利用することによって詐欺行為を容易にしており、被告■■■■■は本件口座④を提供することにより、氏名不詳者らによる詐欺行為全体を幫助したものであるといえる。また、自己が代表取締役を務める会社名義の口座を第三者に提供すれば、本件のような詐欺等を含む違法な目的に使用される可能性があることは容易に認識しえたといえるから、被告■■■■■には少なくとも過失が認められる。したがって、被告■■■■■においても、原告に生じた上記損害につき、共同不法行為責任を負うというべきである。

以上によれば、被告らに対し、共同不法行為に基づき1815万2940円

及びこれに対する令和5年12月21日から支払済みまで年3%の割合による
遅延損害金の支払を求める原告の請求は理由がある。

3 よって、原告の請求はいずれも理由があることからこれを認容することとし、
主文のとおり判決する。

5

東京地方裁判所民事第31部

裁 判 官

桑原 真貴 

出入金一覧表

No.	日付	出金	口座名義人	備考
1	R5. 11. 28	¥1,500,000		
2	R5. 12. 3	¥2,800,000		
3	R5. 12. 13	¥4,500,000		
4	R5. 12. 18	¥2,702,940		
5	R5. 12. 21	¥5,000,000		
	合計	¥16,502,940		

これは正本である。

令和 6 年 6 月 6 日

東京地方裁判所民事第31部

裁判所書記官 佐藤大司

